

聖籠町告示第58号

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱の一部を改正する告示を次のように定める。

平成26年7月22日

聖籠町長 渡邊 廣吉

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱の一部を改正する告示

聖籠町社会福祉法人等による利用者負担軽減助成実施要綱（平成13年聖籠町告示第71号）の一部を次のように改正する。

第10条の次に次の1条を加える。

（軽減の適用日）

第10条の2 利用者負担の軽減は、第9条の申請のあった日の属する月の初日から適用する。

第11条中「6月30日」を「7月31日」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この告示は、告示の日から施行する。

（経過措置）

2 軽減の適用日が平成26年7月1日の場合は、有効期限は平成27年7月31日までとする。